

NORMA

ノーマ No.321

社協情報

2018

10 | 11
OCTOBER NOVEMBER

SPECIAL REPORT

P.2 特集

誰もが安心して暮らすことができる 地域づくりをめざして ～社会福祉法人・福祉施設との連携・協働～

P.6 地域生活課題への対応に向けた
社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働
文京学院大学 准教授 中島 修氏

P.8 トピックス
地域歳末たすけあい運動が始まります
～つながり ささえあう みんなの地域づくり～

P.10 ●社協の質を向上させる人事・労務管理（第16回）

P.12 ●社協活動最前線
牟岐町社会福祉協議会（徳島県）
町の未来のために地域をあげて子育て支援に取り組む

P.14 ●災害発生～そのとき、社協はこう乗り越えた～
災害時の安否確認・体制づくりを
どう進めたか
— 東日本大震災時における
「釜石市社会福祉協議会」の
対応と課題について②

P.16 ●いま、贈りたいコトバ 社協職員へのエール
元都城市社会福祉協議会総務課長
西 いく子氏



誰もが安心して暮らす、ことが できる地域づくりをめざして ～社会福祉法人・福祉施設との連携・協働～

社会福祉法が改正され、地域の福祉ニーズに対応する社会福祉法人・福祉施設との連携・協働による具体的な取り組みが全国的に進められている。社協のさらなる取り組みの推進に向けて、連携・協働の具体的な事例を紹介しながら、全国的な取り組み状況や事例のポイントを解説し、連携・協働の意義や今後のあり方を考える。

下関市における社会福祉法人連携のプラットフォームづくり

山口県・下関市社会福祉協議会

地域公益活動推進協議会の設立

下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会（以下、地公推）は平成29年7月に設立された。下関市内で福祉施設・事業所を経営する64法人の内81%に当たる52法人が加入しており、事務局を下関市社協（以下、市社協）内に置いている。

市社協では、改正社会福祉法においてすべての社会福祉法人に「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が課せられることを受けて、制度改革を正しく理解するとともに、種別を超えて複数法人の連携・協働による地域公益活動の可能性を考えることを目的として平成28年に研修会を開催し、その後設立準備会を開催する運びとなりました。しかし、取り組みの過程で、

園長会での趣旨・事業説明のほか、個別訪問による勧誘を行い、最終的に8割強の加入率となつた。

今後の課題

制度の狭間のニーズに応えるSOS事業

地公推のメイン事業は、会員法人が共通して実施する「ふくし生活SOS事業」（以下、SOS事業）である。SOS事業は会員法人が経営する施設・事業所に相談窓口を設置し、利用者やその家族・地域住民等の初期相談に応じる体制の整備とともに、必要に応じ地公推事務局に配置のコーディネーターによる現物給付の緊急支援を行う。

設立初年度は、12月の事業開始に向けて参加法人の不安を軽減するよう努めた。具体的には、複数法人で相談窓口をもつにあたり、SOS事業についての共通理解を図るとともに初期相談対応や関係機関へのつなぎ方を学ぶための相談員研修会と、緊急支援にあたっての考え方や対応方法に差が出ないように緊急支援対応研修会を開催した。また、11月から相談員に加え、運営委員や会員法人担当者との連絡調整役となるコーディネーターを配置し、相談員用手引き書の作成、会員法人が独自に実施できる緊急支援の調査・取りまとめを行い、会員法人間で共有し

SOS事業の活用方法や地域課題への地公推の果たす役割を会員間で検討する意見交換会、市民向けの出張相談会、公開フォーラムの開催と、地公推広報紙の発行などの新たな取り組みを計画している。

社協の本来機能を活かして

市社協は、総合相談事業や生活困窮者自立支援事業等を通じて地域の生活課題・福祉課題を把握している。その課題を提起するとともに課題解決に向けて、地域内の社会福祉法人のネットワーク化を図り、各法人が有する専門性や人材、財源を活用しつつ協働して取り組むことが地域福祉の向上に大きく貢献できるとと考えている。

複雑化・多様化する地域の福祉課題の解決のため、社会福祉法人連携のプラットフォームづくりとその事務局を

た。SOS事業では現行制度では対応できない制度の狭間のニーズに対し、現物給付や貸付による支援事例が蓄積されつつある。しかし、会員法人の職員や市民レベルでは、まだまだSOS事業や地公推の認知度は低いのが現状である。対象者別、年齢別に整備された現行制度では対応できない福祉ニーズの多職種連携によるSOS事業の強みを活かした、これまでにない柔軟で機動力のある支援に取り組みを発展させ、地域福祉の向上に社会福祉法人が大きく貢献していることを広く市民に啓発することが当面の課題である。



担う役割は、地域福祉を進める社協が

「住民の困りごと」への支援から地域づくりへ
～「美作お助け隊」～

【美作お助け隊】設立経緯

美作市社協（以下、市社協）は、以前より生活困窮世帯等を支援する事業を実施していたが、制度の狭間の多様な問題に幅広く対応できるよう、この法改正を機に今まで連携・協働ができ

ていなかつた市内の社会福祉法人に、地域公益活動を推進するネットワーク組織の設立を働きかけることにした。専門分野の異なる法人が連携することで支援力を高め、人的・財源的な面でも継続的な活動が可能になり、地域住民への周知・広報もスケールメリットを得られると考えたからである。

協は平成28年4月より、行政の生活困窮者自立支援事業や生活保護担当者と美作市に必要な事業について協議を行なながら、市内の社会福祉法人に対しでは「地域における公益的な取組を考える研修会」を約1年にわたり開催した。研修会では、どの参加法人も地域公益活動の具体的なイメージをもつておらず、行政や学識者から改正社会福祉法の意義や市内の現状について説明し、市社協からも具体的な地域公益活動について伝えていくことで徐々に設立の機運も高まり、社会福祉法人だけではなく、NPO法人や株式会社等、

参加法人と合わせ、地域の関係者・団体が発見した一々に細かく対応

「美作お助け隊」では、生活困窮者等制度の狭間で支援を必要とする人に対して、衣食住の基本的な生活の自立から就労へと段階的に支援していくため生活困窮者等へ弁当を提供する「カツ弁配達事業」②ゴミ屋敷の清掃と生活を支援する「お家さわやか事業」③参加法人が就労訓練事業所として県の認可を受け、中間就労訓練を実施する「わーく・わーく事業」を実施している。地域住民のニーズは、必要なアセスメントを行つたうえでアセスメント票を作成し、事務局を通じて部会長にアセスメント票を送付し、該当の作業部会で具体的な支援方法の検討を行つてある。ニーズ把握については、当初は参加法人の利用者やその世帯のかかえ

団体が発見したニーズに細かく対応

「美作お助け隊」では、生活困窮者等制度の狭間で支援を必要とする人に対し、衣食住の基本的な生活の自立から就労へと段階的に支援していくため生活困窮者等へ弁当を提供する「カツ弁配達事業」②ゴミ屋敷の清掃と生活を支援する「お家さわやか事業」③参加法人が就労訓練事業所として県の認可を受け、中間就労訓練を実施する「わーく・わーく事業」を実施している

「美作お助け隊」とともに庭木の伐採や片付けを行った。その結果、これまで地域と交流の少なかつた家主が、ゴミの処分方法について地域住民に尋ねるようになり、地域住民も家主の見守りを行なうなど、地域から孤立しがちだった方が、地域とのつながりが再構築されたことで、「美作お助け隊」の活動が地域づくりにつながったと感じている。

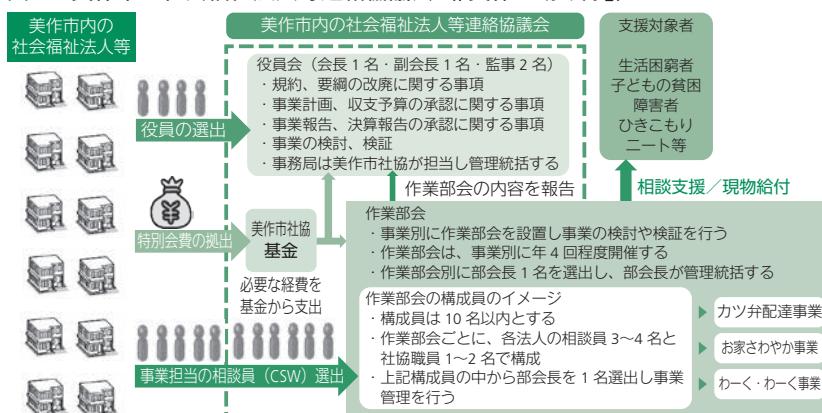
今後は、子どもの学習支援・居場所づくり事業やフレンドドライブ事業などを新たに事業化を図りながら、参加法人が地域においてより身近な相談場所になることを目標としている。

社会福祉事業に携わる事業所も参加することになった。そして、平成29年6月に市内12法人14事業所で組織する美作市内の社会福祉法人等連絡協議会（以下「美作お助け隊」）が設立された。「美作お助け隊」内には、①生活の自立（衣食住）、②社会的自立（地域生活）、③経済的自立を目的とした3つの作業部会を設置し、市社協はコーディネート役として事務局を担っている。

りを再構築

る課題を把握することを想定していた。しかし、日常生活自立支援事業など、市社協が実施している事業のなかで把握することも多く、また、行政や、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業を受託しているNPO法人、民生委員・児童委員からの支援依頼もあり、「美作お助け隊」が参加法人内だけでなく、広く地域のなかで浸透していくことを実感している。

図1 美作市の社会福祉法人等連絡協議会（「美作お助け隊」）のフロー



つながりを活かして積極的にニーズを把握し、行政や「美作お助け隊」との連携、関係者や地域住民との協働による地域づくりを実施している。また、民間だけでは困難な支援について行政への働きかけも同時に行っている。

行政・福祉関係者・地域をつなぐと、いう「美作お助け隊」での役割を果たしながら、社協本来の目的である地域づくりを担えることが、社協が「地域における公益的な取組」に向けて連絡協議会の設立を働きかけた意義であり、最大のメリットであると考えている。



さまざまな組織との結びつきを活かした地域における公益的な取り組み

岐阜県・高山市社会福祉協議会

高山市は平成17年に周辺9町村と合併し、あわせて高山市社協（以下、市社協）も合併した。東京都とほぼ同じ広大な面積を有する高山市の合併当時の人口は9万7000人余りであったが、現在は少子高齢化とともに人口減少が進み8万9000人余りとなつている。「1市9町村が相互に連携し協調する」という共通認識のもと、旧町村域に市社協の支部を設置し行政および他機関と協議のうえ市社協として地域福祉と介護保険サービスの役割分担を明確にした。市社協は地域福祉を推し進めることとし、介護保険サービスはすべて別法人に移行した。

「三方よし」の地域福祉新事業

合併後、市社協の基本理念である「地域の住民が互いに支え合い住み慣れた地域で安心して生活できる住民主体の地域づくり」を実現するため、職員が地域に出向き住民組織（町内会、民生委員・児童委員、地域見守り推進員等）と協働する際に「三方よし」を理想に掲げた。これは近江商人の間で考えられた「売り手よし」、「買い手よし」そして「世間よし」という、すべての人や地域が満足できる商売をめざしたものである。よい均衡が保たれた地域は、福祉で言い換えれば「助けよし」「助けられ手よし」そして「地域によし」という状態である。この理想に

向けて、子ども・子育て家庭、障がい者（児）、ひとり親家庭、高齢者等への支援を含めた地域福祉を実践している。

「三方よし」の関係性を実践するにあたり、結びつきがあつた社会福祉法人やNPO、ボランティア等の諸団体の代表者から意見を聞いたほか、市域全体の多くの福祉関係団体からの「連携、協働が不可欠である」という意見を受け、合併の年に福祉関係団体リストを作成した。社会資源との結びつきによる地域福祉の浸透をイメージし、平成19年に「高山市福祉関係団体等連絡協議会」（以下、福連協）の設置に至った。組団法人、NPO法人、ボランティア団体、株式会社、有限会社など組織経営母体がさまざまであるのが特徴である。株式会社等も加入することで、業種を超えて地域全体で地域福祉を推進していく機運が高まるとともに、福連協内の他法人との連携を強め、虐待予防に向けた研修を行ったり、福連協のなかでのつながりを活かして、生活困窮者自立支援制度の就労支援の協力を依頼することにもつながった。

地域に密着した各種の地域福祉推進事業を実施するため、加入者すべてが参加する部会制とし、①子育て支援

②高齢者③障がい者④地域づくり⑤

NPOの5つの部会を設定し、各団体が部会に加入し役員を選出して組織化された。この部会を単位に社会福祉士（社会福祉主事）、保健師、保育士など資格を有する社協職員が部会を担当し、各会議に出席して事業を進めている。

現状の課題と今後に向けて

平成30年度は152団体が加盟し、それぞれ関係団体と情報を共有してさまざまな事業を展開しており、社協広報誌や地元のラジオ番組などを活用した情報発信、他団体との連携、各種スクリアップ講座等、住民参加型のまちづくりを実践している。

柔軟に対応できる福連協として団体構成や制度、法律の変容に機敏に対応し、常に新鮮な情報共有を意識している。加盟団体が意見交換する「がやがや会議」等を頻繁に開催し、運営には多くの意見を聞くことが重要である。

今後「共生社会」をキーワードに社会がさらに変化するなか、福連協に入する意義を他団体との連携でさらに見いだし、社協がそれぞれの分野を活かす要としての機能を果たす役割は重要な意義を有する。引き続き福連協を軸に公益的な事業の構築を通じて「福祉のまちづくり」に積極的に取り組みたい。

各部会の主な活動

①子育て支援部会

青空フェスタ「児童親子が集う野外事業」への協力、子育てに関する市民公開講座、子育て便利帳「情報冊子」の発行、部会内委員会議

②高齢者部会

地域サロン（自主活動連絡会に250サロンが加入）、茶話会など団体への研修会、サロンリーダー研修への協力、認知症予防や健康講話の実施

③障がい者部会

社会参加の推進、地域交流事業（魚つり大会、りんご狩り、クリスマス会等）、障害者差別解消法に関する地域懇談会、行政と語る会

④地域づくり部会

子育てサロン、子ども会、中学生ボランティア研修、福祉制度の活用講座、各種制度の啓発講座

⑤NPO部会

地域の社会資源発掘事業、住民に対する開放スペースの情報収集、NPOのさまざまな活動について情報発信、行政と語る会

「住民の喜怒哀樂を共有する地域でありたい」それを紡いでいくのが住民であり、社協であり、地域公益活動の役割

東京都・豊島区民社会福祉協議会

地域相談支援課長 大竹 宏和

超過密都市である豊島区は子どもか

ら高齢者、外国人等さまざまな人々が

し地域づくりに生かす」とした。図書協はCSWを配置した時から「暮らしのなんでも相談会」を行っていたためノウハウは蓄積できており、各法人においても相談業務の経験をもつ担当者が就いたので、スムーズに開始できた。この事業は各法人が責任をもって遂行するスタンスをとり、事務局は社協が担っている。またCSW圏域（全8圏域）で地区連絡会を半年ごとに開催し、各施設担当者とCSWが集まり事業活動の振り返りや各施設の事業課題等の情報共有を図っている。その後の施設間の交流や、分野が違う福祉課題をお互い認識できるようになつたこと等は、今後の福祉のあり方を考えてい

豊島区ではこれまでの社会福祉法人とのネットワークを活かし、平成29年4月から区内の26法人46施設全体（同年同月時点）で生活課題をかかる世帯（人）への身近な相談窓口として各施設に「福祉なんでも相談窓口」を開設した。活動方針は、①相談は原則として断らない②相談されたが、どう助言していくかわからない場合は他の機関・団体につなぐ③気軽に立ち寄れる場所をめざす④福祉全般の課題を共有

生活し、住民票上の人口は約29万人だが昼間人口は約42万人にも及ぶ。複雑・多様化する地域課題に対し、私たち社協は支援のあり方をどう構築していくべきか。豊島区民社協（以下、区社協）の主な取り組みを紹介する。

社会福祉法人と連携した「福祉なんでも相談窓口」

豊島区ではこ

九

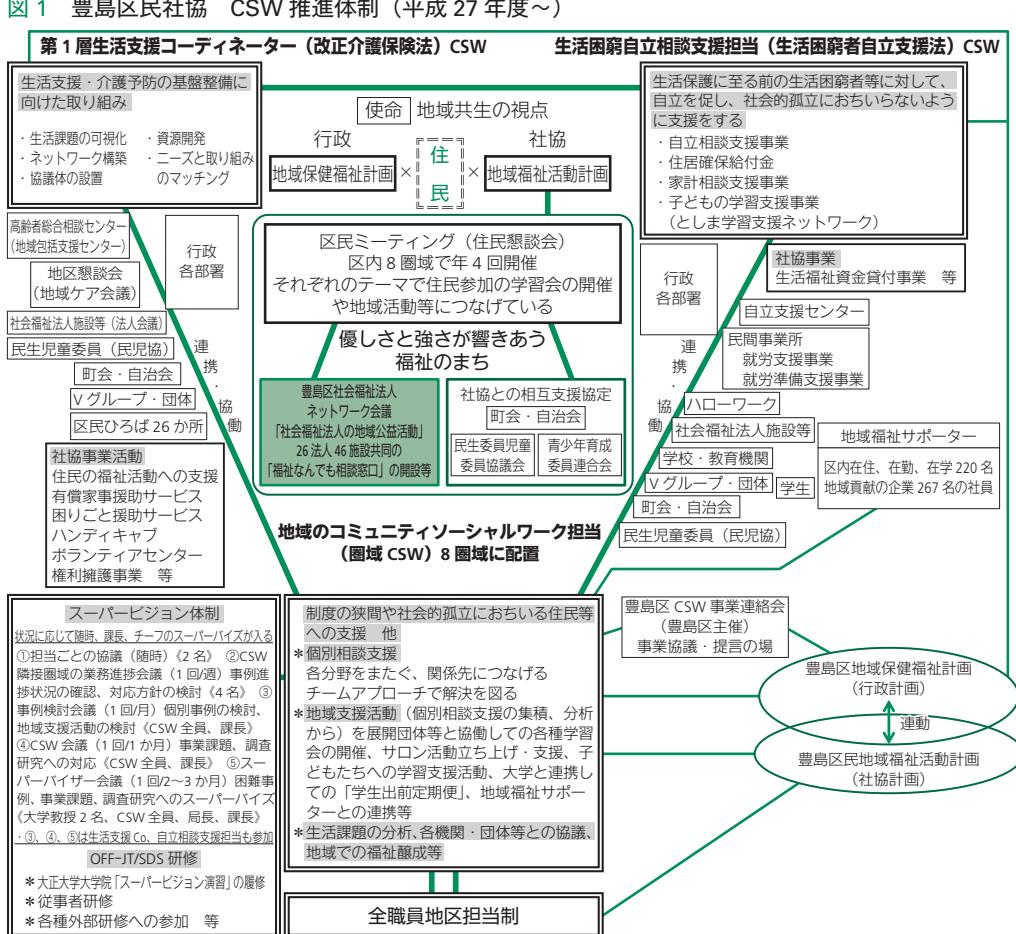
までの社会福祉法人

くうえで有意義な時間となつてゐる。
生活困窮担当者、生活支援コーディネーター等と一体的に行う相談支援
このような地域公益活動は担当が単独で行うのではなく、課内の関連事業と一体的に取り組んでいる。具体的には「福祉なんでも相談窓口」で複合的課題を受け止める区社協の地域相談支援課内には、全世代型交流施設「区民

コーディネートが必要である。

区社協会長の「地域で泣いている人がいないように」というスローガンを念頭に、地域共生を進めるにあたつては社会保障の仕組みをつくる行政や公的機関・団体の縦糸と、「こころ」や「人の温かさ（情）」を紡ぎ出す地域活動団体や地域住民の横糸を編むコ

ディネーターとして、社協の役割は重要である。うまくつながり合えない関係も最後には連鎖していることを伝えながら、「地域の小さな力」がつくるきめ細かいネットワークにより、豊島区42万人の心をゆつくり、しっかりと紡いでいく。その際には各地域の社会福祉法人との連携・協働は欠かせない。



地域生活課題への対応に向けた 社会福祉法人・福祉施設等との 連携・協働

文京学院大学 準教授 中島 修

全国経営協会員法人の9割が地域における公益的な取り組みを実施

地域生活課題とは、簡潔に整理すれば、①世帯全体を捉えること、②社会的孤立、③あらゆる人の社会参加の支援、と整理できる。この地域生活課題を解決していくためには、地域に潜在化しているニーズをアウトリーチによって発見し、把握していくことが求められる。

筆者は「社会福祉法人の地域化」が重要であると指摘してきた。社会福祉法人がより地域に目を向けることは、地域福祉の一層の推進になるからである。また、社会福祉法人の地域化が進むことによって、施設を経営する社会福祉法人は、地域の多様なニーズを把握することができ、新たな課題に柔軟に対応することができる。社会福祉法人が施設を経営していくにあたって、地域住民等の地域との関係は必要不可欠になつてきており、ますますそのニーズの変化や多様化に敏感でなければならないのである。

この社会福祉法人の取り組みに対し、地域福祉を担い続けてきた社会福祉協議会はどのように連携・協働していく

のであろうか。民間社会福祉の推進のために創設された社会福祉協議会は、住民主体に基づき地域の社会福祉関係者が集い協働することを目的としてきた。つまり、地域の社会福祉法人を組織化し、ネットワークを形成しながら取り組みを進めていくことは、社会福祉協議会本来の役割ともいうべき実践なのである。

初めに、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施状況からみていく。すべての社会福祉法人（一般法人1万8080法人、社会福祉協議会1900法人、社会福祉事業団216法人、共同募金48法人、その他401法人、計2万645法人、平成28年度社会福祉法人現況報告書）厚生労働省社会・援護局調べ）の地域における公益的な取り組みの実施状況については、最新の社会福祉法人現況報告書による数字は公表されていない。そのため、全国社会福祉法人経営者協議会（以下、全国経営協）の会員法人の実績からみることとした。全国経営協ホームページ「情報公開ページ」登録状況によると、全国経営協会員法人7875法人のうち「地域における公

益的な取組」の実施状況は、7011法人（89・1%、2018年8月15日時点）となつてている。これは、全国経営協会員法人のうち社会福祉法人現況報告書の「地域における公益的な取組」欄に記載のある社会福祉法人数であるが、約9割の法人が地域における活動を行つていることを示している。その活動の内訳は、①生活困窮者支援が1284法人（7・6%）、②地域に向けた事業展開が3541法人（20・9%）、③福祉教育活動が2995法人（17・7%）、④地域の社会的な援護を必要とする者への支援が760法人（4・5%）、⑤地域の他機関とのネットワーク活動が3099法人（18・3%）、⑥地域活性化の取り組みが744法人（4・4%）、⑦介護保険事業における利用者負担軽減が2949法人（17・4%）、⑧その他が1571法人（9・8%）となつていて、

取り組みの要件と実践内容

周知のように、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」については、社会福祉法第24条第2項において規定され、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を行うことが責務とされた。当初、厚生労働省福祉基盤課長通知（平成28年6月1日）が発出された。社会福祉法（第24条第2項）の責務規定に基づき、次の3つの要件に直接該当する取り組みを対象としていた。「要件1・社会福祉事業又は公益事業を行つに当たつて提供される福祉サービスであること」「要件2・日常生活又

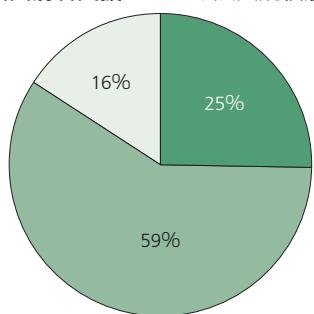
は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること」「要件3・無料又は低額な料金で提供されること」とされ、この3要件をすべて満たすよう厳格な取り扱いとされた。しかし、後に、厚生労働省社会・援護局「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」が発出され、新たな解釈が示された。3要件の表記は変えないものの、社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取り組みについても一定の範囲で対象に含めることとし、対象となる取り組みにかかる解釈を拡大した。

弾力化により対象となる具体的な取り組み例としては、「地域共生社会の実現に向けた取組（住民の居場所・サロン、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取り組み）、住民ボランティアの育成、災害時に備えた地域のコミュニティづくり、住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会」が示されている。全国経営協会員法人の実績によると、えた地域のコミュニティづくり、住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会」が示されている。全国経営協会員法人の実績によると、7つの活動を実施している法人の具体的な取り組みは表1の内容となる。例えば、生活困窮者支援について、法人規模別みると、図1のようになる。実施事業別の割合は図2となつている。児童分野は、保育と児童福祉関係を合わせると488法人（23・5%）となるが、実施事業別では高齢、障害、

表1 全国社会福祉法人経営者協議会の会員法人による7つの活動

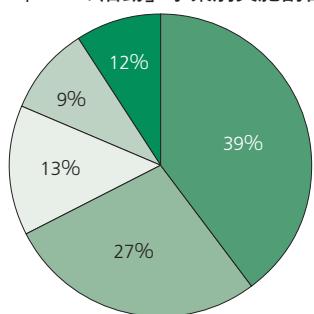
活動	具体的な取り組み（例示）
①生活困窮者支援（実施 1284 法人）	<ul style="list-style-type: none"> 制度の対象となる生活課題への支援 認定就労訓練事業所としての就労支援 複数法人連携による取り組み 生活困窮家庭対象の学習支援 生活困窮者の社会参加
②地域に向けた事業展開（実施 3541 法人）	<ul style="list-style-type: none"> 活動場所を提供しての地域課題の把握 サロン活動等地域住民の居場所づくり 地域住民からの相談によるニーズ把握と解決 住民ボランティアの活動支援・育成 災害に備えた地域のコミュニティづくり 子育てひろばなど子育て家庭の居場所づくり 子ども食堂を通じた地域の子どもの居場所づくり 地域の高齢者等対象の配食サービス 地域の高齢者等対象の買い物支援 地域の高齢者等福祉ニーズをかかえた者の見守り活動 地域の高齢者等の雪かき支援
③福祉教育活動（実施 2,995 法人）	<ul style="list-style-type: none"> 活動場所を提供しての地域課題の把握 福祉に関する勉強会の開催 家族介護者対象交流会 住民ボランティアの活動支援・育成 地域の学校行事への参加等ネットワーク構築 地域の小中学校等からの訪問受け入れ等ネットワーク構築 子ども食堂を通じた地域の子どもの居場所づくり 実習生や研修生受け入れ等人材育成・関係機関とのネットワークづくり
④地域の社会的な援護を必要とする者への支援（実施 760 法人）	<ul style="list-style-type: none"> 権利侵害の予防 権利侵害事例への対応 法人後見受任 認知症カフェ開催等認知症の理解促進と相談 成年後見制度活用窓口の設置と地域住民の相談支援 DV 被害者対象シェルター運営 社会的養護施設等退所児・者への継続的な支援
⑤地域の他機関とのネットワーク活動（実施 3,099 法人）	<ul style="list-style-type: none"> 行政・医療機関等他機関との連携・協働 地域の多機関と連携したセーフティネットの構築 複数法人連携事業への参画および地域ニーズへの対応 地域イベントに参加してのネットワーク構築 地域の学校行事に参加してのネットワーク構築 地域の小中学校等からの訪問受け入れ等ネットワーク構築 実習生や研修生受け入れ等人材育成・関係機関とのネットワークづくり
⑥地域活性化の取り組み（実施 744 法人）	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の空きスペース活用 人口減少地域の高齢者支援
⑦介護保険事業における利用者負担減免（実施 2,949 法人）	・介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担の実施

図1 生活困窮者支援にかかる法人規模別実施割合



■ 大規模法人（事業活動収入 10 億円以上）
■ 中規模法人（事業活動収入 2 億円～10 億円）
□ 小規模法人（事業活動収入 2 億円以内）

図2 「7つの活動」事業別実施割合



■ 老人福祉関係 ■ 生涯福祉関係 □ 保育関係
■ 児童福祉関係 ■ その他

児童の順で多くなっている。先述した(2)～(7)でも同じような傾向が見られた。
社協が社会福祉法人と連携・協働する意味

以上のようないくつかの社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を踏まえ、社協はどう連携・協働しているのか。4事例の共通点を整理すると、第一に、いずれも複数の社会福祉法人がネットワークを組んで取り組んだ事例として標榜している。つまり、いずれも社協として困窮者支援に取り組んでいる地域である。第三に、いずれの社協も「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務であることを認識しており、その取り組みとともに実践していくことが社協の役割であることを重視している。

美作市社協は、社協本来の目的である地域づくりを担えることが、「地域における公益的な取組」に向けて連絡協議会の設立を働きかけた意義であり最大のメリットである」と述べ、豊島区民社協は「地域共生を進めるにあたっては行政や公的機関・団体の縦糸と、「こころ」や「人の温かさ（情）」を紡ぎ出す地域活動団体や地域住民の横糸を編むコーディネーターとして、

今後の方向性

第一に、高山市社協のように社会福祉法人のみでなく、多様な主体と連携していく視点である。社会福祉法人が中核となりながら地域課題を可視化し、多様な主体に呼びかけて組織化していくことは、まさに社協がめざしてきた地域福祉実践であろう。第二に「まちづくり視点」が地域福祉には一層求められる点である。つまり、それぞれの地域課題と個別課題を結びつけた実践が改めて必要なである。第三に、アウトリーチによるニーズ発見機能の強化である。美作市社協では「アセスメント票」を作成。下関市社協では、「ふくし生活SOS事業」。豊島区民社協では「福祉何でも相談事業」がCSWと連動しながら実践されている。社協が連携・協働することで、施設種別を超えた地域への取り組みが生まれている。社協の協議会としての腕の見せどころである。

美作市社協は、社協本来の目的である地域づくりを担えることが、「地域における公益的な取組」に向けて連絡協議会の設立を働きかけた意義であり最大のメリットである」と述べ、豊島区民社協は「地域共生を進めるにあたっては行政や公的機関・団体の縦糸と、「こころ」や「人の温かさ（情）」を紡ぎ出す地域活動団体や地域住民の横糸を編むコーディネーターとして、

地域歳末たすけあい運動が始まります

～つながり ささえあう みんなの地域づくり～

毎年12月1日から全国で展開される「地域歳末たすけあい運動」が今年度もスタートする。本運動は、「歳末」という時期に地域住民の誰もが地域社会の一員として運動に参加し、福祉のまちづくりの取り組みを進めるものである。

本稿では地域歳末たすけあい運動の役割を再確認し、今年度の運動の趣旨や留意点とともに、取り組み事例を紹介することで、運動のより一層の推進を考えるきっかけとする。

地域歳末たすけあい運動の目的と変遷

地域歳末たすけあい運動は、明治初期頃から救貧を目的とする民間活動として広がり、その後、昭和初期頃から戦後にかけては、民生委員・児童委員（戦前は方面委員）等が中心となり、義捐金品の配布や金品の持ち寄り運動が行われた。

現在では、地域住民やボランティア、NPO団体、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、地域に住む誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を開催している。こうした活動により、地域において孤立することなく自分らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの取り組みが進められている。

一方で、生活困窮者を対象の中心とした活動から、地域の支え合いを広める多様な活動を開催するようになつた経過のなかで、運動に対する寄付者のイメージと使途に乖離が生じることとなり、募金額の低下や、一部には一般募金と歳末募金を統合する動きも出ている。

こうした状況を受け、地域歳末たすけあい運動に対する寄付者と活動者の双方の理解を深めるために、平成27年度の実施要項の見直しにおいては社会的孤立や経済的困窮の状態にある生活困窮者、虐待、権利侵害などの今日的

な生活課題をかかえた人などへの支援を、運動の中心に明確に位置づけることとした。また、今年度は「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、引き続き今日的な生活課題をかかえた人への支援を運動の趣旨としながら、平成30年7月豪雨をはじめとする自然災害により被災した人への支援活動をあわせて展開することとしている。

運動推進にあたつての留意点

地域歳末たすけあい運動は、対象となる人々への支援だけが目的ではなく、募金活動や支援活動への参加を通して、孤立や困窮といった地域の課題に気づき、我が事として考えるきっかけとなる一面もある。このことを踏まえると、地域歳末たすけあい運動は社協の地域づくりの取り組みと共通する役割を担つており、歳末という時期に、今日的な生活課題をかかえた人も安心して新年を迎えるという地域住民が具体的にイメージしやすい活動を開催することで、地域の福祉力の向上を図るという特徴がある。

そのため、運動の展開にあたつては、住民の理解と参加を促進するよう、運動の趣旨や募金の助成先・使途、さらにはその効果や結果について、住民に対する説明の機会と手段を確保することが重要となる。各種広報誌やパンフレットの活用に加えて、説明会の開催

や地元のテレビ・ラジオ、SNSやホームページ等のインターネットの活用が考えられる。また、助成先の活動報告を行う機会を確保することにより、住民が地域の資源に気づいたり、翌年の活動に参加するようになつた例もある。なお、募金および助成は、共同募金運動の一環として行うものであるため、共同募金会との綿密な連携のもと、適正に実施されることが求められる。





実践① たすけあいによるセーフティネットづくり

久留米市社会福祉協議会（福岡県）

歳末たすけあい運動は、地域で活動する福祉団体、またはそれらを支援するボランティアグループ等が行う事業の支援や活性化に役立っている。

久留米市において、野宿生活を強いられているホームレスを1991年から支援している「久留米越冬活動の会」の活動では、久留米市社協を通じて得ている歳末たすけあい活動の募金が長年にわたって有効活用されている。

「久留米越冬活動の会」は、路上生活を余儀なくされている人々の自立を支援し、人権侵害や行路病死を未然に防ぐことを目的としているNPO法人である。特に歳末時期を含む12月から3月は、市内の公園での炊き出しや衣類提供、路上・車中生活者の巡回見守りの実施回数を増やして集中的に活動しているが、これは生活に困窮している人も安心して新年を迎えてほしいという願いのあらわれであり、まさに歳末たすけあい運動の趣旨に合致するものである。このほかにも、各種相談支援、元ホームレスの住宅入居支援、自立のための就業支援、ネットカフェ生活者に対する緊急シェルター提供援助など、さまざまな活動を展開している。

「久留米越冬活動の会」は、一般市民を含め広くボランティアを募りながら活動しており、住民同士のたすけあいの広がり、セーフティネットづくりに貢献をしている。久留米市社協としては、厳しい立場におかれている人の存在と状況を広く市民に知つてもらい、地域で支える仕組みづくりの一環として、こうした団体への活動支援にも力を入れている。

地域歳末たすけあい運動の取り組み事例

【運動の実施方針】

(1) 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施

地域住民の誰もがともに地域社会の一員として参加できる年末や新年を機会とする地域福祉活動やイベントの展開、および地域の福祉課題や生活課題に対する理解と福祉活動への参加の促進

(2) 地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援の実施

今日的な生活課題の把握、および課題をかかえた人（世帯）に対する個別支援（相談、見守り、訪問活動、居場所づくり）の充実

(3) たすけあいによるセーフティネットの仕組みづくり

多様な団体との連携による生活困窮者・災害被災者などへの柔軟な生活支援活動の展開や、防災・減災・災害時等要援護者支援活動の推進



実践② 防災・減災の取り組みによる安心のまちづくり

半田市社会福祉協議会（愛知県）

愛知県半田市は、知多半島の海沿いにある地方都市で、南海トラフ地震の発生に備えた住民の防災意識が高いところである。

ひとたび大規模災害が発生すれば、半田市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げ、行政とともにさまざまな支援活動を展開することが想定されている。この災害ボランティアセンターは、市社協を中心に、社協と行政と住民（ボランティア団体）の三者で立ち上げることになっているのが特徴である。

こうした状況のなか、市社協は、特に防災・減災事業に力を入れており、歳末たすけあい募金を活用し、被災地域が行う防災訓練に参加し、障害者や高齢者も参加しやすくするために、事前の声かけと、実際に避難所での避難生活を想定した訓練（体験）等を行っている。防災訓練（体験）は、実施して終わりではなく、出てきた課題について地域住民と行政とで検討し、対応を協議していく。防災・減災事業には日常的な支え合いの仕組みづくりや、災害時のボランティア養成、さらに災害ボランティアセンターの運営のための訓練等があり、市社協と行政と住民との三者協働による災害に備えた取り組みが展開されている。



実践③ 地域における子ども・子育て支援のネットワークづくり

南相馬市社会福祉協議会（福島県）

「子どもニコニコ元気塾」は、社会問題となっている「子どもの貧困」や「社会的孤立などに対する地域社会の取り組みとして、子どもたちを中心としたさまざまな活動を通じて多世代交流が図れる事業を実施している。活動では、南相馬市内の児童福祉施設、障害者支援施設、高齢者福祉施設の8つの法人すべてと、NPO法人、地域住民が連携している。

きっかけとなったのは平成29年度の「南相馬市社会福祉法人間連携による地域における公益的な取組連絡会」の発足で、南相馬市社会福祉協議会の呼びかけで各社会福祉法人の職員が集まり、学習会、情報交換からスタートしている。ワークショップを取り入れながら、法人としての「強み」や「弱み」、それぞれの法人が感じている地域の課題などを共有していく。

これまでの2年間は、企画、準備、当日の運営など各法人で分担し、「クリスマス会」「餅つき大会」「チョコレート作り」など、3回シリーズで季節の行事を家族で楽しむ内容を企画し、取り組んできた。市民に好評で、延べ150名を超える子どもとその家族が参加した。

「子どもニコニコ元気塾」の大きな特徴は、企画や運営には社会福祉法人だけでなく、子育て支援に取り組むNPO法人やボランティア、障害のある方など地域の人たちが参加している点であり、歳末たすけあい募金の活用で軌道に乗った今後は、さらなる自主財源の活用も行いながら、連携・協働の仲間を増やし、活動の充実強化を図っていく予定である。

社協の質を向上させる

人事・労務管理



連載
第16回

保健衛生業で必要な安全衛生管理体制とは

綱川労務管理センター／HRM-LINKS Co.,Ltd.
人事コンサルタント・社会保険労務士 綱川 晃弘

最近の監督行政は、働き方改革を旗印に、労働時間管理と安全衛生管理に関して特に力を入れており、自主点検表等を頻繁に事業所へ送付して回答させるとともに、問題のあるところには臨検・呼び出し等の指導を強化しています。今回は重要度が増してきた安全衛生管理をテーマに解説します。

社協における安全衛生管理の取り組み

労働安全衛生法（以下、安衛法）は、

労働基準法の委任規定により制定されています。労働基準法自体は憲法第27

社協として安全衛生に取り組む場合は、まずは安全衛生管理体制を整えること、次にその体制で適切に安全管理活動を実践していくことが重要です。

安全衛生管理体制については、業種および法人単位ではなく「事業場単位」での人数規模に応じて、安衛法のなかで明確に規定されています。事業場の人数規模によるため、本部には各種の配置選任義務等があるが小規模のデイサービスセンターにはない、といった状況も起こります。ただ、どちらの事業場の職員も社協職員に変わりはないため、法令を上回ることとなつても法のものに行われていることを改めて認識していただきたいと思います。

考える場合の対応ポイントともなるので以下に解説していきます。

ここでいう「常時使用する労働者」は「日雇労働者、パートタイマー等の臨時の労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数」で考えるので、受け入れている出向者、派遣労働者、ごく短時間のパートも含みます。なお、後述の④健康診断の項でも「常時使用する労働者」という言葉が出てきますが、定義が違うことに注意してください。

①衛生管理者の選任・届け出

衛生管理者は、事業所で雇用している職員で、一般的には第二種衛生管理者試験の合格者を選任します。選任後は所轄労働基準監督署への届け出と事業所内に掲示する等の周知が必要です。なお、常時10人以上50人未満の事業場でも、一定の衛生に関する実務要件を満たした者か、都道府県労働局長の登録を受けた主催者による講習の修了者がほしい場合にも産業医は役立ちます。

を「衛生推進者」として選任しなければなりません。届け出は不要ですが周知は必要です。人事管理との関連でみると、事務系職員のキャリアパスで、衛生推進者資格・衛生管理者資格の取得を、ある等級に上がるための要件にしているところもあります。資格保持者をピックアップで採用することは難しいので、こうした「内部で育成していく」工夫は検討に値すると考えます。

②産業医の選任・届け出

産業医は医師であれば誰でもよいわけではなく、医師会の産業医基礎研修等を修了していなければなりません。また、その事業の実施を統括管理する者（事業場の代表者）が産業医となることもできません。産業医は医師会から紹介を受けたり、近隣の病院等に直接問い合わせて契約することができます。近年のメンタルヘルス不全の増加から、その分野に明るい産業医を選任するケースも増えています。選任後は届け出と周知が必要です。

医師による健康診断実施後の措置が必要なこと、メンタル不全への対応が増加してきていること、事業規模に関わらず医師による面接指導の実施を行わなくてはならないことを考えると、50人未満でも選任しておくのがよいでしょう。

安全衛生体制の確立だけでなく、休職者の復職判断など医師のアドバイスがほしい場合にも産業医は役立ちます。

主治医は患者の業務内容をよく知らないことが多いが多く、患者の病状の回復程度も患者の主訴に寄りがちですが、産業医からは業務内容も理解したうえで、中立・公正な立場からの意見をもらえます。休職か復職か、判断の難しい事案も増えていますので、産業医が身近にいることは社協にとつてもメリットが大きいと考えます。

③衛生委員会の開催と議事録の周知

衛生委員会は、衛生に関するることを調査審議し事業者に意見を述べるためのもので、毎月1回以上の開催と、議事録を3年間保存する必要があります。メンバーは、1.当該事業場において事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者、2.衛生管理者、3.産業医、4.当該事業場の労働者で衛生に関し経験を有する者です。ただし、1.以外のメンバーの半数以上は、事業場の過半数労働組合（ない場合は労働者の過半数代表者）の推薦に基づく者でなくてはなりません。近年このメンバー構成について監督署のは正勧告を受けるケースが増加しています。毎回推薦を受けるのは大変ですから事前に過半数代表から推薦人名簿を作成してもらい、そのなかから日程的に問題ない職員に出席してもらう等の工夫が必要です。また衛生委員会には産業医が出席するので、産業医による月1回の巡視、健康診断結果についての医師からの意見聴取、面接指導が必要な職

員との面談あるいは面談日程の調整など、産業医との関係で行わなくてはならない事項を委員会前後で効率的に実施するとよいでしょう。

④健康診断実施報告

④⑤については、一定期間で健診やチェックを終了するよう、しっかりとスケジュールを組む必要があります。

⑤ストレスチェック実施報告

いずれの届け出にも産業医の印が必要となります。なお定期健康診断は、1年以内ごとに1回、深夜業を含む業務では6ヶ月以内ごとに1回、行わなくしてはなりません。「1年以内に1回」とは、「去年は7月に受け、今年は8月に受診した」場合は違法ということになります。

また、定期健康診断の対象者である「常時使用する労働者」の定義は、安全管理体制の項の定義とは違います。

「雇用期間の定めのない者、契約期間が1年以上である者、契約更新により1年以上引き続き使用されている者、契約更新により1年以上使用されることが予定されている者」で、かつ「その者の1週間の所定労働時間が、当該事業場において同種の業務に従事する通常労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であること」が対象者となり、おおむね2分の1以上である者に対しても実施することが望ましいとされています。「深夜業を含む業務」は「常態として深夜業を週1回以上、ま

たは1か月に4回以上行うこと」とされています。深夜業を含む勤務に配置された場合は、配置換え時にも健康診断実施義務がありますので注意してください。

規模にかかわらず実施義務 がある項目

50人以上規模の事業場での実施義務

事業を中心解説してきましたが、事業規模にかかわらず実施義務があり、また近年重要視されている「医師による面接指導の周知と実施」「健康診断後の医師の意見聴取」についても対応が必要です。

事業主は時間外・休日労働が1か月あたり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられており、時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ、または健康上の不安を有している労働者には面接指導か面接指導に準ずる措置が必要です。ただし現在の規定では、この面接指導は労働者の申し出によつて行うこととされています。

時間外・休日労働が月100時間を超える職員は社協にはあまりいないでしょうし、労働者の申し出によつて面接指導が行われる関係で、力を入れて取り組むところは少ないと思われます。

ただ監督行政は、そもそも面接指導制度が周知されていないから申し出がないのではと考えているようで、近年は制度周知を指導されることが多くなっています。行政作成のパンフレット等を活用して制度周知を徹底してください。

健康診断実施後の措置について、健康診断で異常所見があると診断された場合は、医師から意見聴取をしなければならないとされています。医師による意見聴取とは、具体的には「通常勤務でよい（通常勤務）」、「勤務に制限を加える必要がある（就業制限）」、「勤務を休む必要がある（要休業）」のいずれに該当するかを判定してもらうことです。もちろん、その判定に基づき、社協として必要な業務の軽減等を行わなくてはならないことはいうまでもありません。具体的にはスタンプ等で前記区分の記入欄を作つておき、産業医に健康診断結果を回送した際に判定してもらいうのが効率的な方法と考えます。

面接指導や健康診断実施後の措置は、事業規模にかかわらず実施しなければなりません。産業医を選任する義務のない小規模事業場では地域の産業保健センター（無料）で行うことが適当とされています。

次回は、いわゆる働き方改革関連の改正内容と社協における課題について説明します。

社協活動最前線

牟岐町社会福祉協議会

町の未来のために
地域をあげて子育て支援に
取り組む



牟岐（むぎ）町の離島・出羽島（てばじま）の漁村集落は文化庁の「重要伝統的建造物群」の選定を受けている

小学校と家庭との中間的役割を担い子育て家庭を支援する

「ただいま！」

ランドセルを背負った子どもたちが、今日も「おひさまスクール」の教室に帰ってくる。まるで自分の家のように笑顔で……。

「おひさまスクール」（以下、スクール）とは、牟岐町放課後対策事業として、牟岐町社会福祉協議会（以下、町社協）が町から受託し、運営している「牟岐町ファミリーサポートセンター」の事業の一つである。小学校に通う留守家庭児童等を対象として、放課後の居場所を確保する事業で、移転により使われなくなった牟岐小学校の旧校舎の教室内で宿題や読書をしたり、遊んだりしている。

ピーク時には1300人を超えていた牟岐小学校の児童数も、町の少子高齢化が進み、112人と、およそ12分の1まで減少している。ス

クールの登録児童数は44人と、全児童数の4割に及び、1年生から4年生までが多い。職員は8人（常勤3人、非常勤5人）の体制で、ふだんは4人から5人で子どもたちと過ごす。ない時は午前8時30分から。終了時間は、ともに午後5時50分となる。祝日、土日を休みとしているため、学童保育（放課後児童クラブ）の基準を満たしておらず、町単独の事業となっている。

スクールでは、外から帰つたら手洗い・うがいをするといった基本的な生活習慣を職員がきちんと丁寧に教えていた。学校教育ではないので、基本的に勉強や宿題を教えることはないが、子どもたちの学習する姿勢を認めて見守る。このような日々の積み重ねにより小学校と家庭との中間的役割を担っている。

スクールでは、子どもの特性や家庭の現状等に応じて誠意をもって接

している。子育て家庭に寄り添うなかで、さまざまな機関との連携をスクールでは大切にしてきた。近年、力を入れてきたのが小学校との連携である。教育相談員から助言をもらったり、小学校の各学年の先生方とも連絡を取り合い、子どもへの対応についてミーティングをする機会をもつなど、子どもとの安全と安心を守るように努めている。

また、長期休みには校長先生や教頭先生がスクールを訪問したり、町内の清掃活動等の「ごみゼロの日」という学校の行事に社協職員も呼ばれ、一緒に活動している。

スクールの取り組みをはじめ、ふだんから町社協と小学校との交流・連携はさかんであるといえる。



スクールの上級生が下級生に、ハロウィーンのペーパーサート（紙人形劇）を披露しているところ

共働き世帯の増加や核家族化等により家族形態が変化するとともに、育児放棄や児童虐待等の問題も顕在化している。牟岐町社会福祉協議会は、子育てを家庭だけではなく地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでいる。

「おひさまスクール」等の事業を通じて、多様な関係機関とつながりながら、事業展開する牟岐町社会福祉協議会を取材した。

社協データ

【地域の状況】(平成30年10月1日現在)

人口	4,154人
世帯数	2,068世帯
高齢化率	49.9%

【社協の概要】(平成30年4月1日現在)

理事	8人
評議員	15人
監事	2人
職員数	39人（正規職員13人、常勤・パート職員26人）

【主な事業】

- 心配ごと相談
- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業
- ボランティアセンター事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 放課後対策事業
- シルバーユニット牟岐校
- 牟岐町シルバー人材センター事業
- 善意銀行
- くらしサポートセンター（自立相談支援事業）
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援
- デイサービスセンター
- ヘルパーステーション
- 生活支援体制整備事業

牟岐町（徳島県）

徳島県の南東の海岸沿いに位置し、農業や漁業がさかんな自然豊かな町である。人口の流出と少子高齢化が進み、毎年100人程度の人口減となっている。核家族が多く、子育て世帯の共働き世帯の割合は高い。

えた防災意識が高く、スクールでも月に一度は防災訓練をしている。スクールの旧校舎そのものも3階以上部分が町の避難所に指定されているが、震源地が遠くて時間に余裕がある場合を想定し、さらに高台に避難する訓練もしている。

町をあげての防災訓練もあるが、学校の防災訓練では、昭和南海地震を体験した町民が語り部になつたり、防災キャンプでは社協職員も参加し、町の防災担当課や教育委員会および地域とも連携し、子どもたちと一緒に活動している。小学校やスクールで学んだことを子どもたちが父親や母親等に話すことで、結果、子どもを通じて町民の防災意識がさらに高まることが大切だという。町社協は小学校と連携しながら、子どもたちが安全に安心して過ごせる活動に注力している。そのほか、小さな子どもから高齢者まで遊びながら学べる防災イベント「イザ！カエルキャラバン！in牟岐町」を町社協主催で実施。今年で3年目を迎えた。

民生委員・児童委員の協力と地域の見守り

小学校の夏休み期間中は、スクールを利用する子どもが多いこともあり、毎日交代で町内の民生委員・児童委員（以下、民生委員）がボランティアで活動に参加する。こうした動きは、民生委員の活動と町社協の

事業・活動がふだんから密接であつたことに起因する。

スクールへの参加は、開設時から

民生委員が自主的に始めた活動であるが、本来の民生委員活動にも効果を發揮する側面がある。

例えば、家庭のなかに入り込むことが難しい担当地区の世帯の子どももスクールを利用している場合、民生委員が、その子どもと一緒に活動していると、子どもが家で困つていることなどを、ふと口にすることもある。思わぬかたちで世帯の状況の把握につながることがあるという。

また、年に1回、民生委員が小学校と定例会を開催しており、その際は町社協も加わり、お互いが気になること等について意見交換をしていく。会議前には、子どもたちと一緒に給食を食べた後、授業を見学する。

かつてスクールで一緒に高学年の子どもたちが民生委員を見つけると手を振ってくれたり、給食の際に

は席まで案内してくれたりと、子どもの成長の気づきにもなるという。

開設当初から子どもたちを見守ってきた職員の田中明美さんは「いろいろな行事を通して地域の方、ボランティアの大学生、NPOの方など、本当に多くの人が関わってくださつて、子どもたちが見守られていることを実感し、感謝しています」と話す。

子どもを支えることが将来の町づくりにつながる

子どもを支えることが将来の町づくりにつながる

町社協の小学校との関わりには、福祉教育としての高齢者の疑似体験や、認知症のサポート養成の機会もある。町内には認知症により徘徊する高齢者もいて、子どもたちが、病気のためにどのような人がいることを理解し、いつもみんなでいさつをする。また、町内で出会つたら、

自分たちの目で気づき、大人に知らせるなど、認知症対策に取り組んでいる。小学生だけではなく中学生に対する町社協の取り組みとしては、4月から12月にかけて週1回、さまざまな福祉体験に取り組む中学校の総合的学習の授業もある。

また、町内に20年以上続く配食サービスのボランティア団体があり、小中学生に調理を手伝つてもらい、高齢者に配るお弁当には子どもたちが書いた手紙を添えている。子どもたちには、自分たちが一方的に教えてもらうのではなく、自分たちなら何ができるのかを考え、気づくことにポイントをおき、さまざまな取り組みを行つていている。

牟岐町には高校はなく、中学卒業後に進学する子どもは、必ず町を出て行く。町に戻つてくる子どもたちを含め、町社協はさまざまな関係者とともに地域をあげて将来の支え手づくりに取り組んでいる。



校舎に隣接するグラウンドで戸外遊びをすることもある

災害発生

「そのとき、社協はこう乗り越えた！」

災害時の安否確認・体制づくりをどう進めたか

— 東日本大震災における「釜石市社会福祉協議会」の対応と課題について②

釜石市社会福祉協議会 地域福祉課長 菊池 亮

前号では、東日本大震災発生直後の釜石市社会福祉協議会における安否確認、情報収集、支援ニーズへの対応について報告した。被災地における支援活動は、地域福祉活動に資源を集中して対応する社協の取り組みであることから、「社協が日常的に當む地域福祉活動の延長線上にある」という視点の大切さを確認できる実践ともいえる。本稿では、「5つの社協活動原則」(*)を踏まえながら、釜石市社協におけるその後の支援の具体について振り返り、今後の社協の被災者支援活動のあり方について考察する。

住民ニーズ基本の原則と住民活動主体の原則

本会では、被災者支援活動の中核組織として、生活ご安心センター（以下、センター）を設置している。同センターは、①災害（復興）ボランティアセンター②生活支援相談員活動（主として個別課題への対応）③地域コミュニティ支援（主として地域課題への対応）、の3つの役割を担つており、それぞれの部署が日常的に情報を共有・補完し合いながら、横の連携を大切に活用する。部会議や、役職員と現状を共有するための本部会議などを新設した。また、住

動してきた。

また、住民ニーズに立脚した活動を基本姿勢とし、かつ住民活動の主体性を損なわないよう留意してきた。そのうえで、各部署から見える被災者ニーズを丁寧にキャッチすることができるよう、P D C Aサイクルを重ねる体制づくりを進めた。具体的には、職員の定期的なミーティングを重ねたほか、行政やN P O等支援団体、県社協、本会の他部署が参画するセンターの運営会議や、役職員と現状を共有するための本部会議などを新設した。

一口に「協働」といつても、そこに

民主体の取り組みを生み出すため、さまざまな住民座談会、ワークショップ、研修会を開催した。これらの取り組みは、その後の生活支援活動の強化や生活支援体制整備事業への取り組み等につながっている。住民の主体形成は復興過程の中盤から終盤に必要とされるものであるが、支援者は早期からその局面を想定して全体を構想することも大切である。

民間性の原則

被災地にあふれるニーズに対応するためには、さまざまな事業・活動の開発が必要とされた。そのため、これまで接点が少なかつた経済界や産業界、接近する分野の宗教界や労働界と連携しながらプログラムの開発に取り組んだ。被災者情報の一元化を図ったデータベースソフトを開発して被災者や地域のかかる課題を統計値として可視化し、事業の必要性を内外に説明しながら、農福連携事業の「青空広場」や、林福連携による「被災地における持続可能な生きがい就労創生事業」を創設した。

また、個人情報保護の観点や協働を進めるために、本会の提案により市と「被災世帯の見守り訪問活動等の取り組みに関する協定」を締結した。これらは、社協が民間組織であることを活かした「開拓性」「即応性」「柔軟性」のある取り組みとなつた。

至る前提や環境の整備が大切である。参画する機関や団体のミッションや価値・目標はさまざまであり、まずはそれを相互に理解するところから始まる。そのための対話と会話が不可欠であり、相互理解を基盤とした関係性のなかから、総合的で計画的な活動の実践と継続性が担保される。本会ではセンターの運営会議や「お茶っこサロン連絡会」が公私協働の場となつている。

専門性の原則

さまざまな被災者支援事業に取り組むなかで、社協従来の事業活動も兼ね合わせた総合的な展開が求められるようになつた。こうした状況から、平成29年に第1期の地域福祉活動計画の策定に至つた。総合化と住民参加をキーワードに取り組みを進めている。

また、拡大する支援対象者のニーズに対応するためには、多様な主体による事業活動を支えるための人材が必要である。こうした人材のマネジメント力が社協には求められる。

このように、社協の活動原則は被災者支援活動と密接に関連している。被災者支援を通じて、どのような地域をめざし、社協の役割が期待されているのか。そうした「ありたい姿」を構想する力と具体的な手法を生み出すために、社協内の意識の共有化を図りながら、今後も歩んでいきたい。

公私協働の原則

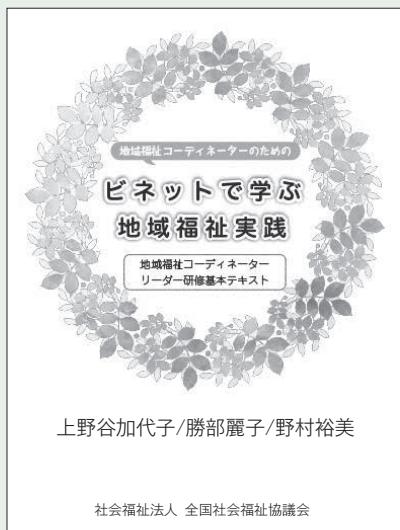
* 参考文献 「改訂 概説 社会福祉協議会」和田敏明編 著 全国社会福祉協議会、2018年 p.6-7

『地域福祉コーディネーターのためのビネットで学ぶ地域福祉実践』 ぜひご活用ください

「地域福祉コーディネーターの専門性を踏まえた具体的な実践を学ぶ共通ツールがない！」との声に応えて、地域福祉コーディネーターのリーダー・指導役を担う方々のために、具体的な実践方法とポイントを整理し、わかりやすい「専門職の育成・養成のための共通ツール」を作成しました。

本テキストは、社協の地域福祉コーディネーター、CSW研修の配布資料として、ただいま多くのお申し込みをいただいています。地域福祉の現場で蓄積されたノウハウ満載の本テキストを、この機会にぜひご活用ください。

※ビネット(vignette)は、「小さな物語」を意味し、ソーシャルワーカー養成の場では、演習教育として取り入れられています。



●上野加代子／勝部麗子／野村裕美 共著

全国社会福祉協議会 編

●A4判 94頁

●販売価格 1,500円(税込)

●2018年9月発行



【内容】

第1章 地域福祉推進における専門職のかかわり

第2章 地域福祉コーディネーターとは

第3章 事例学習の留意点と方法

第4章 事例学習：ビネットで学ぼう！ 1～8

第5章 事例集：事例1～28（各事例 CSW アドバイスつき）

1 実例ごとに見開きで解説・検討。経験豊富なCSWが丁寧に解決策をアドバイスします。

ご購入の際は、地域福祉部ホームページの「社協頒布資料申込書」でお申し込みください。

全社協地域福祉部 <http://www.zcwvc.net>



2018年10月号 平成30年11月30日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／川村 裕

編集人／高橋 良太

定価／216円(本体価格200円)

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

編集後記

季節がまた一段と進み、すっかり秋めいてきました。昆虫採集が大好きな息子たちは、虫が少なくなっているのを実感しているようで、少し寂しいようです。それでもわが家には、夏祭りに金魚すくいで取った金魚たちや公園で捕まえたアマガエルたちがおり、冬でもにぎやかな玄閨

まわりです。

さて、今回の特集は「社会福祉法人・福祉施設との連携」でした。人口規模や、社会資源等それぞれの地域の状況はさまざまですが、地域生活課題への対応を効果的に進めるうえで、今回の特集が参考になれば幸いです。(森)

いま、贈りたいコトバ

社協職員へのエール

第6回



にし いく子氏（元都城市社会福祉協議会 総務課長）

知的障害児通園施設、病院（リハビリ室）、老人保健施設勤務を経て1993年、都城市社会福祉協議会入職。2006年から地域福祉課長、2011年から2016年まで総務課長。2016年3月に定年退職。

全国に先駆けて策定された「都城市地域福祉計画」（平成15年5月）は、社協と行政とのパートナーシップに基づく、市民参加・参画が特徴です。当時の計画策定において中心的な役割を果たしたのが西いく子さんです。今号は、平成27年度まで社協に勤務され、現在は、ご自身が在職時代に参画して立ち上げた地域ボランティア活動の場で活躍されている西さんからご寄稿をいただきました。

地域住民とともに学び成長した社協での経験

平成5年度都城市社協のふれあいのまちづくり事業の受託にともない、地域福祉活動コーディネーターとして採用され、以来22年間、地域福祉に関わってきました。振り返ると地域福祉の推進においては、地域に入る前に住民の流儀を学び、課題の共有と解決策の協議の場、解決に向けた協働の場、関係者への呼びかけや進め方など、住民が主体的に行うことによだわりました。難題等を提案した時も地域の住民の皆さんは身内意識をもち、課題解決に向けて協議し、手法を見出し、実践していただきました。住民が地域課題として受け止め取り組む姿勢に多くを学び、解決に至れば喜びを分かち合い、共に育ち合ったと思います。

退職後は、地域住民に学び、当時ともに創った「一人の力では無理なことも連携・協力・協働し解決へ導く」をめざす地域ボランティア活動に、住民の一人として積極的に参加・参画し、仲間とともに快い汗を流しています。

連携と協働で丸ごと支援の仕組みづくりを

「人生100年時代」を見据えた経済社会のあり方を巡る構想が進むなか、誰でもが可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる環境の整備が急がれています。しかし、地域社会においては、人間関係の希薄化や世帯のなかで課題が複合化し、既存の制度だけでは対応しきれない制度の狭間の課題が増え、深刻な社会問題が山積しています。それらの課題を行政とともに解決することは社協の責務ですが、

そこには多くの時間と費用が発生するかと思います。特に社会的つながりが弱く排除されやすい人も包摂するためには、今あるサービスだけでの対応や、住民の自主的な活動のみでは難しいと思います。地域住民としてわかるのですが、地域の問題は、住民が知っていますし、解決する力も住民のなかにあり、自ら考え決定し、できることは実行する力があります。そこで、社会的課題を住民に知らせ、理解してもらい、課題解決への参加者を増やし、支援の輪が広がることを目的とする福祉活動を展開することが社協の役割だと思います。そのためには、広義のあらゆる社会資源をうまく活用し、連携・協働しながら、支援を必要としていた人自身も地域を支える一人となれるように、丸ごと支援する仕組みや体制づくりを進めてほしいものです。

信頼され愛される社協となるために

制度改革が目まぐるしい今日、地域に愛され、頼られる社協であるためにも、役職員が一丸となり、あらゆる手法で、地域住民に社協事業・活動内容をわかりやすく伝えてほしいものです。社協が実施する事業・活動には関係機関との連携・協働、地域住民の参加によるさまざまな活動が展開され成果も出ています。しかし、多くの住民には、社協の使命や役割・機能はもちろん、活動実践の状況さえ見えず、関心や興味をもたれないように感じことがあります。まずは職員が専門職として、あらゆる機会に地域に出向き、住民のもつ力を引き出しつつ、今かかえている課題や問題に向き合ってほしいと思います。その実践の積み重ねこそが、社協事業の理解につながると思います。